

セゾン投信総合取引約款新旧対照表

セゾン投信総合取引約款にて該当箇所を<変更前>から<変更後>の内容に訂正します。下線部は変更部分を示します。

当該改定は、2020年3月23日より改定します。なお、条および章の追加、削除により条番および章番のみが変更されているものについては記載しておりません。

(下線部変更箇所)

<変更後>	<変更前>
<p>第1章 セゾン投信総合取引約款</p> <p>第1節 総合取引</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(「総合取引」のお申込み)</p> <p>第3条 お客さまは、当社所定の総合取引の申込書(以下「総合取引申込書」といいます)に必要事項を記入のうえ、これを当社へ提出することによって「総合取引」をお申込みいただくものとし、当社が承諾した場合に限り「総合取引」をご利用いただけます。当社が承諾をしない場合でも、その理由は開示いたしません。なお、お客さまが以下の各号のいずれかに該当する場合は、原則としてお申込みをお受けできません。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) . 当社にお預けいただくとする金銭が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める「犯罪による収益」に該当する場合、並びにマネー・ローンダリング又はテロ資金供与及び国内外の経済制裁対象者との取引に関与すると判明した場合</u></p> <p><u>(4) . そのほか、当社が取り決めるところに照らして不適格と判断した場合</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(反社会的勢力の定義)</p> <p>第4条 当社は、「反社会的勢力」について以下のとおり定義します。</p> <p>① <u>暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等</u></p> <p>② <u>その他前号に準ずる者</u></p> <p>(「定期積立プラン」のお申込み)</p> <p>第5条 「定期積立プラン」は、「第4章 定期積立プラン取扱い規定」に定めるところに基づき、「定期積立プラン申込書」に必要事項の記入のうえ、お申込みいただきます。</p>	<p>第1章 セゾン投信総合取引約款</p> <p>第1節 総合取引</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(「総合取引」のお申込み)</p> <p>第3条 お客さまは、当社所定の総合取引の申込書(以下「総合取引申込書」といいます)に必要事項を記入のうえ、<u>署名・捺印し</u>、これを当社へ提出することによって「総合取引」をお申込みいただくものとし、当社が承諾した場合に限り「総合取引」をご利用いただけます。当社が承諾をしない場合でも、その理由は開示いたしません。なお、お客さまが以下の各号のいずれかに該当する場合は、原則としてお申込みをお受けできません。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) . そのほか、当社が取り決めるところに照らして不適格と判断した場合</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(反社会的勢力の定義)</p> <p>第4条 当社は、「反社会的勢力」について以下のとおり定義します。</p> <p>① <u>暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人</u></p> <p>② <u>前号以外で暴力、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力を用いて不当な要求行為を行う集団又は個人</u></p> <p>(「定期積立プラン」のお申込み)</p> <p>第5条 「定期積立プラン」は、「第4章 定期積立プラン取扱い規定」に定めるところに基づき、「定期積立プラン申込書」に必要事項の記入と<u>自署・捺印(お届け印)</u>のうえ、お申込み</p>

＜変更後＞	＜変更前＞
<p>第6条～第8条（略） （お届印）</p> <p>第9条 （削除）</p> <p>（お届事項の変更）</p> <p>第10条 氏名、住所及び個人番号の変更など、「総合取引申込書」により当社へお届けいただいた事項に変更があったときは、お客さまは所定の手続きによって遅滞なく当社にお届ください。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4. お客さまからのお届がないため、当社からお客さま宛の通知若しくは送付書類その他のものが延着又は到着しなかった場合、当社は通常、到着すべき日時に到着したものと取り扱います。</p> <p>5（略）</p> <p>（「総合取引」のご解約）</p> <p>第11条 「総合取引」は、以下の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>（9）. <u>お客さまの事情により、当社が、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認が完了できないとき、又はお客さまより当社が定める確認書類又は資料の提出がないとき</u></p> <p>（10）. <u>当社が法令で定める本人確認等を行うにあたってお客さまについて確認した事項及び当社が定めるお客さま等情報又は具体的な取引の内容に関する各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになったとき</u></p> <p>（11）. <u>お客さまの口座が国内外のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令等、若しくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められるとき</u></p> <p>（12）. <u>当社が「総合取引」に関する業務を営むことができなくなったとき、又は当該業務を終了したとき</u></p> <p>（13）. <u>お客さまについて相続の開始があったことを当社が知ったとき</u></p> <p>2（略）</p>	<p>いただきます。</p> <p>第6条～第8条（略） （お届印）</p> <p>第9条 「総合取引」のお申込みの際、当社所定の「総合取引申込書」に捺印いただいた印影をもってお届印といたします。</p> <p>（お届事項の変更）</p> <p>第10条 氏名、住所、個人番号及びお届印の変更など、「総合取引申込書」により当社へお届けいただいた事項に変更があったときは、お客さまは所定の手続きによって遅滞なく当社にお届ください。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4. お客さまからのお届がないため、当社からお客さま宛の通知若しくは送付書類その他のものが延着したり、又は到着しなかった場合、当社は通常、到着すべき日時に到着したものと取り扱います。</p> <p>5（略）</p> <p>（「総合取引」のご解約）</p> <p>第11条 「総合取引」は、以下の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>（1）～（8）（略） （新設）</p> <p>（9）. <u>当社が「総合取引」に関する業務を営むことができなくなったとき、又は当該業務を終了したとき</u></p> <p>（10）. <u>お客さまについて相続の開始があったことを当社が知ったとき</u></p> <p>2（略）</p>

＜変更後＞	＜変更前＞
<p>第12条（略）</p> <p>第2節 振替決済口座に関する取扱い</p> <p>第13条～第15条（略） （お届け印）</p> <p>第16条 （削除）</p> <p>（お届け事項の変更）</p> <p>第17条 お届け事項を変更される場合は、当社所定の手続きにしたがって「変更届」に必要事項を記入のうえ、当社へご提出ください。なお、「戸籍抄本」、「住民票」などの書類をご提出いただくことがあります。</p> <p>第18条～第19条（略）</p> <p>第3節 買付・解約のお申込み</p> <p>第20条～第22条（略） （お買付）</p> <p>第23条 お買付は、当社へご入金いただいたお買付申込みに係る金銭の額（以下「買付可能額」といいます）とします。当社は、お買付申込みに係る金銭が、所定の金融機関口座から当社へ振替された場合、当社にて確認でき次第お客さまの「買付可能額」に反映いたします。</p> <p>2. 「セゾン投信ネット取引」をご利用の際は、お客さまのご入金が「買付可能額」に反映されたことを確認いただいたのち、お買付申込みを行うことができます。ただし、当該投資信託の「目論見書」に定める申込不可日にはお買付できません。</p> <p>第24条（略）</p> <p>第4節～第5節（略）</p> <p>第6節 雑則 （免責事項）</p> <p>第33条 当社は、以下の各号に該当した場合にお客さまに生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1). お客さまから受け入れた書類などを<u>相当の注意をもって確認し、ご本人からのお申し込みであると認めて、金銭をお支払いしたとき又はお手続きを行ったとき</u></p>	<p>第12条（略）</p> <p>第2節 振替決済口座に関する取扱い</p> <p>第13条～第15条（略） （お届け印）</p> <p>第16条 <u>「総合取引」のお申込みの際、「総合取引申込書」に捺印いただいた印影をもって、振替決済口座に係るお届け印といたします。</u></p> <p>2. <u>また、振替決済口座に係るお届け印は、「総合取引」に係るお届け印と同一のものとしていただきます。</u></p> <p>（お届け事項の変更）</p> <p>第17条 お届け事項を変更される場合は、当社所定の手続きにしたがって「変更届」に必要事項を記入・捺印（お届け印）のうえ、当社へご提出ください。なお、「戸籍抄本」、「住民票」などの書類をご提出いただくことがあります。</p> <p>第18条～第19条（略）</p> <p>第3節 買付・解約のお申込み</p> <p>第20条～第22条（略） （お買付）</p> <p>第23条 お買付は、当社へご入金いただいたお買付申込みに係る金銭の額（以下「買付可能額」といいます）とします。当社は、お買付申込みに係る金銭が、所定の金融機関口座から当社へ振替された場合、当社にて確認でき次第お客さまの「買付可能額」に反映いたします。</p> <p>2. 「セゾン投信ネット」をご利用の際は、お客さまのご入金が「買付可能額」に反映されたことを確認いただいたのち、お買付申込みを行うことができます。ただし、当該投資信託の「目論見書」に定める申込不可日にはお買付できません。</p> <p>第24条（略）</p> <p>第4節～第5節（略）</p> <p>第6節 雑則 （免責事項）</p> <p>第33条 当社は、以下の各号に該当した場合にお客さまに生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1). お客さまから受け入れた書類などに<u>捺印された印影をお届け印と相違ないものと認めて、金銭をお支払いしたとき</u></p>

＜変更後＞	＜変更前＞
<p>(2). 「セゾン投信ネット取引」において、<u>入力された「口座番号」、「ログインパスワード」又は「暗証番号」が、あらかじめ当社に登録されている「口座番号」、「ログインパスワード」又は「暗証番号」と一致していることを確認して当社が「お取引」を受け付けしたとき又はお手続きを行ったとき</u></p> <p>(3). 「電話取引」において、当社が定める方法に基づき、お客さまご本人からのお申込みであると判断し、当社が「お取引」を受け付けたとき、又は金銭をお支払いしたとき<u>又はお手続きを行ったとき</u></p> <p>(4). また、(1)～(3)号に定めるところに基づき、お客さまご本人と相違すると当社が判断し、「お取引」を受け付けなかったとき、又は金銭のお支払いをしなかったとき<u>又はお手続きを行なわなかったとき</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>(2). 「セゾン投信サイト」のお取引画面から入力された「口座番号」、「ログインパスワード」又は「暗証番号」が、あらかじめ当社に登録されている「口座番号」、「ログインパスワード」又は「暗証番号」と一致していることを確認して当社が「お取引」を受け付けしたとき</p> <p>(3). 「電話取引」において、当社が定める方法に基づき、お客さまご本人からのお申込みであると判断し、当社が「お取引」を受け付けたとき、又は金銭をお支払いしたとき</p> <p>(4). また、(1)～(3)号に定めるところに基づき、お客さまご本人と相違すると当社が判断し、「お取引」を受け付けなかったとき、又は金銭のお支払いをしなかったとき</p> <p>(5)～(7) (略)</p>
<p>第34条～第37条 (略)</p>	<p>第34条～第37条 (略)</p>
<p>附則</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2020年4月1日以降、第11条及び第34条を以下の通り、下線部分について改定し適用します。</u></p>	
<p><u>〔「総合取引」のご解約〕</u></p>	
<p>第11条 「総合取引」は、以下の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p>	
<p><u>(1)～(3) (省略)</u></p>	
<p><u>(4) (削除、以降の号を繰上げ)</u></p>	
<p><u>(4). お客さまの権利に帰する投資信託の残高などがなくなった後、一定期間経過したとき</u></p>	
<p><u>(5). 法令諸規則などに照らし合理的な事由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間をおいて解約を申し出たとき</u></p>	
<p><u>(6). お客さまが、当社との取引において脅迫的な言動又は暴力的な行為をした場合において、当社が解約を申し出たとき、その他やむを得ない理由により、当社がお客さまとの取引の継続が望ましくないと判断した場合において、当社が解約を申し出たとき</u></p>	
<p><u>(7). お客さま及びお客さまの代理人が「総合取引約款」第4条に定める「反社会的勢力」に該当する、又は「反社会的勢力」に対して資金を提供し若しくは便宜を供与するなどの関与があると判明し、又投資信託協会規則「受益証券等の直接募集等に関する規則」に基づき、当社が解約を申し出たとき</u></p>	

＜変更後＞	＜変更前＞
<p>(8). <u>お客さまの事情により、当社が、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認が完了できないとき、又はお客さまより当社が定める確認書類又は資料の提出がないとき</u></p> <p>(9). <u>当社が法令で定める本人確認等を行うにあたってお客さまについて確認した事項及び当社が定めるお客さま等情報又は具体的な取引の内容に関する各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになったとき</u></p> <p>(10). <u>お客さまの口座が国内外のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令等、若しくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められるとき</u></p> <p>(11). <u>当社が「総合取引」に関する業務を営むことができなくなったとき、又は当該業務を終了したとき</u></p> <p>(12). <u>お客さまについて相続の開始があったことを当社が知ったとき</u></p>	
<p><u>(約款の変更)</u></p>	
<p><u>第34条 この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに「ゼゾン投信サイト」又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	
<p><u>2～3 (削除、以降の項を繰上げ)</u></p>	
<p><u>2. 本条に定めるところは「総合取引約款」のほか、その他の各約款及び規定に準用するものとします。</u></p>	
<p>第2章 (略)</p>	<p>第2章 (略)</p>
<p>第3章 金銭の振込先 指定方式</p>	<p>第3章 金銭の振込先 指定方式</p>
<p>第1条～第2条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p>
<p>(お申込み)</p>	<p>(お申込み)</p>
<p>第3条 お客さまは、当社の「総合取引」お申込時に、当社所定の「総合取引申込書」により「金銭の振込先指定方式」のお申込み及び「振込先指定口座」をお届けいただきます。</p>	<p>第3条 お客さまは、当社の「総合取引」お申込時に、当社所定の「総合取引申込書」により「金銭の振込先指定方式」のお申込み及び「振込先指定口座」をお届けいただきます。</p>
<p>2. お届けいただいた「振込先指定口座」(金融機関名、支店名、預金種別、預金口座番号、口座名義人)につきましては、「総合取引口座」の開設手続き完了時に当社からお客さまにお</p>	<p>2. お届けいただいた「振込先指定口座」(金融機関名、支店名、預金種別、預金口座番号、口座名義人)につきましては、「総合取引口座」の開設手続き完了時に当社からお客さまにお</p>

＜変更後＞	＜変更前＞
<p>送りする「口座開設完了のご通知」に記載する内容を十分にご確認ください。</p> <p>また、「セゾン投信ネット取引」をご利用いただける場合は、「セゾン投信ネット取引」の「<u>口座管理/登録情報一覧・書類請求</u>」の照会画面により、ご確認いただくことができます。</p> <p>3 (略)</p>	<p>送りする「口座開設完了のご通知」に記載する内容を十分にご確認ください。</p> <p>また、「セゾン投信サイト」をご利用いただける場合は、「セゾン投信サイト」の「登録情報一覧・書類請求」の照会画面により、ご確認いただくことができます。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第4条～第6条 (略)</p> <p>第4章 定期積立プラン取扱い規定</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(お申込み)</p> <p>第3条 お客さまは、以下の各号すべてに該当する場合に「定期積立プラン」をご利用いただけます。</p> <p>(1). お客さまが、当社の「総合取引口座」を開設済みであること</p> <p>(2). お客さまに、当社所定の「定期積立プラン申込書」(「定期積立プラン申込書兼口座振替依頼書」)の必要事項をご記入のうえ、お申込みいただき当社がこれを承諾した場合</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第4条～第6条 (略)</p> <p>第4章 定期積立プラン取扱い規定</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(お申込み)</p> <p>第3条 お客さまは、以下の各号すべてに該当する場合に「定期積立プラン」をご利用いただけます。</p> <p>(1). お客さまが、当社の「総合取引口座」を開設済みであること</p> <p>(2). お客さまに、当社所定の「定期積立プラン申込書」(「定期積立プラン申込書兼口座振替依頼書」)の必要事項をご記入いただき、<u>署名・捺印(お届印)</u>のうえ、お申込みいただき当社がこれを承諾した場合</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>第4条～第13条 (略)</p> <p>第5章 セゾン投信ネット取引取扱い規定</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(「ログインパスワード」、「暗証番号」の変更登録のお願い)</p> <p>第6条 お客さまには、前条の「当初の暗証番号」(数字4桁)を、「<u>本サービス</u>」へログインするための「ログインパスワード」及びお取引時に利用する「暗証番号」として使用いただくことができます。</p> <p>ただし、セキュリティ強化の観点から、お客さまには「本サービス」ご利用開始後速やかに、「ログインパスワード」及び「暗証番号」を4桁～8桁の任意の英数字に変更登録いただくようお願いいたします。</p> <p>「ログインパスワード」の変更登録の方法は、「当初の暗証番号」を使用して「<u>本サービス</u>」へログインしていただいた後、画面の指示に従って行っていただくことができます。</p> <p>「暗証番号」の変更登録の方法は「<u>本サービス</u>」の「<u>口座管理/登録情報一覧・書類請求</u>」画面からご変更いただくことができます。</p>	<p>第4条～第13条 (略)</p> <p>第5章 セゾン投信ネット取引取扱い規定</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(「ログインパスワード」、「暗証番号」の変更登録のお願い)</p> <p>第6条 お客さまには、前条の「当初の暗証番号」(数字4桁)を、「<u>セゾン投信サイト</u>」へログインするための「ログインパスワード」及びお取引時に利用する「暗証番号」として使用いただくことができます。</p> <p>ただし、セキュリティ強化の観点から、お客さまには「本サービス」ご利用開始後速やかに、「ログインパスワード」及び「暗証番号」を4桁～8桁の任意の英数字に変更登録いただくようお願いいたします。</p> <p>「ログインパスワード」の変更登録の方法は、「当初の暗証番号」を使用して「<u>セゾン投信サイト</u>」へログインしていただいた後、画面の指示に従って行っていただくことができます。</p> <p>「暗証番号」の変更登録の方法は「<u>セゾン投信サイト</u>」の「登録情報一覧・書類請求」画面からご変更いただくことができます。</p>

＜変更後＞	＜変更前＞
<p>第7条（略）</p> <p>（「お取引」の受付）</p> <p>第8条 「本サービス」のご利用は、お客さまご自身でログインのうえ、画面の指示に従って「お取引」の入力をさせていただきます。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第9条～第15条（略）</p> <p>第6章 電子交付サービス取扱い規定</p> <p>第1条（略）</p> <p>（お申込み）</p> <p>第2条 お客さまが本規定を承諾され、当社所定の申込書に必要事項をご記入いただきお申込みいただくものとします。</p> <p>2（略）</p> <p>（電子交付する書面）</p> <p>第3条 当社が、電子交付する書面は以下に掲げるものとします。</p> <p>(1) 取引報告書</p> <p>(2) 取引残高報告書</p> <p>(3) 投資信託説明書（目論見書）</p> <p>(4) 運用報告書</p> <p>(5) <u>特定口座年間取引報告書</u></p> <p>(6) <u>その他当社が定めるもの</u></p> <p>2～3（略）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（サービス内容）</p> <p>第5条 当社が使用する電子計算機に備え付けた、書面に記載すべき事項を記録（以下「閲覧記録」といいます）させたファイル（以下「閲覧ファイル」といいます）から、「セゾン投信ネット取引」を通じて、お客さまの閲覧に供する方法により「本サービス」を行うものとします。</p> <p>当社が、お客さまに対して電子交付する書面の交付は、当社が電子交付する書面をお客さま閲覧に供する「閲覧ファイル」に掲載したことをもって完了したものとします。</p> <p>第6条～第7条（略）</p> <p>（ご利用の方法）</p> <p>第8条 「本サービス」のご利用は、「ログインパスワード」を使用して「セゾン投信ネット取引」にログインのうえ、お客さまが入力された「口座番号」及び「暗証番号」と当社</p>	<p>第7条（略）</p> <p>（「お取引」の受付）</p> <p>第8条 「本サービス」のご利用は、「<u>セゾン投信サイト</u>」にお客さまご自身でログインのうえ、<u>お客様ご本人で</u>、画面の指示に従って「お取引」の入力をさせていただきます。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第9条～第15条（略）</p> <p>第6章 電子交付サービス取扱い規定</p> <p>第1条（略）</p> <p>（お申込み）</p> <p>第2条 お客さまが本規定を承諾され、当社所定の申込書に必要事項をご記入、<u>ご捺印</u>いただきお申込みいただくものとします。</p> <p>2（略）</p> <p>（電子交付する書面）</p> <p>第3条 当社が、電子交付する書面は以下に掲げるものとします。</p> <p>(1) 取引報告書</p> <p>(2) 取引残高報告書</p> <p>(3) 投資信託説明書（目論見書）</p> <p>(4) 運用報告書</p> <p>(5) その他当社が定めるもの</p> <p>2～3（略）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（サービス内容）</p> <p>第5条 当社が使用する電子計算機に備え付けた、書面に記載すべき事項を記録（以下「閲覧記録」といいます）させたファイル（以下「閲覧ファイル」といいます）から、「セゾン投信サイト」を通じて、お客さまの閲覧に供する方法により「本サービス」を行うものとします。</p> <p>当社が、お客さまに対して電子交付する書面の交付は、当社が電子交付する書面をお客さま閲覧に供する「閲覧ファイル」に掲載したことをもって完了したものとします。</p> <p>第6条～第7条（略）</p> <p>（ご利用の方法）</p> <p>第8条 「本サービス」のご利用は、「ログインパスワード」を使用して「<u>セゾン投信サイト</u>」にログインのうえ、お客さまが入力された「口座番号」及び「暗証番号」と当社があ</p>

＜変更後＞	＜変更前＞
<p>があらかじめお客さまにご通知した「口座番号」及びお客さまからお届けいただいた「暗証番号」が一致した場合のみご利用いただけます。</p> <p>なお、「ログインパスワード」及び「暗証番号」のお取扱いについては、「セゾン投信ネット取引取扱い規定」（第5章に定めます）を準用いたします。</p> <p>2. 「セゾン投信ネット取引」の画面の指示に従って（「口座管理」→「電子交付」→「電子交付サービスメニュー」）お客さまがご覧になりたい書面を閲覧していただきます。</p> <p>3 (略)</p>	<p>らかじめお客さまにご通知した「口座番号」及びお客さまからお届けいただいた「暗証番号」が一致した場合のみご利用いただけます。</p> <p>なお、「ログインパスワード」及び「暗証番号」のお取扱いについては、「セゾン投信ネット取引取扱い規定」（第5章に定めます）を準用いたします。</p> <p>2. 「セゾン投信サイト」の画面の指示に従って（「口座管理」→「電子交付」→「電子交付サービスメニュー」）お客さまがご覧になりたい書面を閲覧していただきます。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第9条～第12条（略）</p> <p>（「閲覧記録」の保存）</p> <p>第13条 当社は、お客さまの電子交付書面の閲覧状況（閲覧済・未閲覧）などをお客さまごと（以下「お客さまファイル」といいます）に保存いたします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 当社は、本条に定める保存期間を終了するまで、「セゾン投信ネット取引」を通じてお客さまが「閲覧ファイル」との接続が可能な状態を維持するものとします。</p>	<p>第9条～第12条（略）</p> <p>（「閲覧記録」の保存）</p> <p>第13条 当社は、お客さまの電子交付書面の閲覧状況（閲覧済・未閲覧）などをお客さまごと（以下「お客さまファイル」といいます）に保存いたします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 当社は、本条に定める保存期間を終了するまで、「セゾン投信サイト」を通じてお客さまが「閲覧ファイル」との接続が可能な状態を維持するものとします。</p>
<p>第14条～第16条（略）</p>	<p>第14条～第16条（略）</p>
<p>附則</p> <p><u>2020年4月1日以降、第9条を下線部分について改定、又第16条の次に第17条を新設し、適用します。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>（ご利用の解除）</p> <p>第9条 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、以後交付すべき書面を、書面による交付に切替えるものといたします。</p> <p><u>(1)～(4)（省略）</u></p> <p><u>(5)（削除）</u></p>	
<p>（新設）</p> <p>（約款の変更）</p> <p>第17条 この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに「セゾ</u></p>	

＜変更後＞	＜変更前＞
<p><u>ン送信サイト」又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	
<p>第7章 投資信託受益権振替決済口座管理約款 第1条～第4条（略）</p>	<p>第7章 投資信託受益権振替決済口座管理約款 第1条～第4条（略）</p>
<p>（当社へのお届事項）</p>	<p>（当社へのお届事項）</p>
<p>第5条 「総合取引申込書」に記載された氏名、住所、生年月日等をもって、お届出の氏名、住所、生年月日等とします。</p>	<p>第5条 「総合取引申込書」に押印された印影及び記載された氏名、住所、生年月日等をもって、お届出の<u>印鑑</u>、氏名、住所、生年月日等とします。</p>
<p>（振替の申請）</p>	<p>（振替の申請）</p>
<p>第6条 お客さまは、「振替決済口座」に記載又は記録されている投資信託受益権について、以下の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p>	<p>第6条 お客さまは、「振替決済口座」に記載又は記録されている投資信託受益権について、以下の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p>
<p>（1）～（7）（略）</p> <p>2. お客さまが振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、以下に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、ご提出ください。</p>	<p>（1）～（7）（略）</p> <p>2. お客さまが振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、以下に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、<u>お届けの印章により記名・捺印して</u>ご提出ください。</p>
<p>（1）～（5）（略）</p> <p>3～4（略）</p>	<p>（1）～（5）（略）</p> <p>3～4（略）</p>
<p>第7条～第11条（略） （お届事項の変更手続き）</p>	<p>第7条～第11条（略） （お届事項の変更手続き）</p>
<p>第12条 氏名、住所その他のお届事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p>	<p>第12条 <u>印章を失ったとき、又は印章、氏名、住所その他のお届事項に変更があったときは</u>、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「<u>印鑑証明書</u>」、「<u>戸籍抄本</u>」、「<u>住民票</u>」等の書類をご提出願うことがあります。</p>
<p>2（略）</p> <p>3. 本条第1項による変更後は、変更後の住所、氏名等をもってお届けの住所、氏名等とします。</p>	<p>2（略）</p> <p>3. 本条第1項による変更後は、<u>変更後の印影</u>、住所、氏名等をもってお届けの<u>印鑑</u>、住所、氏名等とします。</p>
<p>第13条～第17条（略） （免責事項）</p>	<p>第13条～第17条（略） （免責事項）</p>
<p>第18条 当社は、以下に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p>	<p>第18条 当社は、以下に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p>
<p>（1）（略）</p> <p>（2）. <u>お届け事項を</u>、相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p>	<p>（1）（略）</p> <p>（2）. <u>依頼書、諸届その他の書類に使用された印影をお届けの印鑑と</u>相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p>

＜変更後＞	＜変更前＞
<p>(3). <u>お届け事項を、相当の注意をもって照会した結果、本人確認が完了せず、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</u></p> <p>(4) ～ (6) (略)</p>	<p>(3). <u>依頼書に使用された印影がお届けの印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</u></p> <p>(4) ～ (6) (略)</p>
<p>第19条 (略)</p>	<p>第19条 (略)</p>
<p><u>附則</u></p> <p><u>2020年4月1日以降、第15条及び第19条を以下の通り、下線部分について改定し適用します。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(解約など)</u></p>	
<p><u>第15条</u> 以下の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の「口座管理機関」へお振替ください。なお、第6条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を換金していただくことがあります。</p>	
<p><u>(1) ～ (3) (省略)</u></p>	
<p><u>(4) (削除、以降の号を繰上げ)</u></p>	
<p><u>(4). やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</u></p>	
<p><u>(約款の変更)</u></p>	
<p><u>第19条</u> この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに「セゾン投信サイト」又はその他相当の方法により周知します。</p>	
<p><u>2～3 (削除)</u></p>	
<p>第8章 特定口座に係る上場株式等保管委託等約款 (特定口座約款)</p>	<p>第8章 特定口座に係る上場株式等保管委託等約款 (特定口座約款)</p>
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(特定口座年間取引報告書の送付)</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(特定口座年間取引報告書の送付)</p>
<p>第11条 当社は、租税特別措置法第37条の1の3第7項に定めるところにより、その年中にお客さまが当社の特定口座において取引された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額、その他所定の事項を記載した特定口座年間取引報告</p>	<p>第11条 当社は、租税特別措置法第37条の1の3第7項に定めるところにより、その年中にお客さまが当社の特定口座において取引された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額、その他所定の事項を記載した特定口座年間取引報告</p>

＜変更後＞	＜変更前＞
<p>書を、翌年1月31日までに、お客さまに交付いたします。なお、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中に取引（譲渡・配当等の受入）のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書は交付いたしません。ただし、お客さまから請求があった場合は、この限りではありません。</p> <p>2（略）</p> <p>3. 前各項に規定する報告書については、書面による交付に代えて電子情報処理書式を使用する方法により提供することがあります。</p> <p>第12条～第23条（略）</p> <p>附則</p> <p><u>2020年4月1日以降、第19条及び第23条を以下の通り、下線部分について改定し適用します。</u></p> <p>（特定口座の廃止）</p> <p>第19条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものといたします。</p> <p><u>①～③（省略）</u></p> <p><u>④（削除、以降の号を繰上げ）</u></p> <p><u>④ 租税特別措置法施行令第25条の10の8の規定に基づき特定口座開設者死亡届出書が提出され、相続又は遺贈の手続きが完了したとき。</u></p> <p>（約款の変更）</p> <p>第23条 この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに「ゼゾン投信サイト」又はその他相当の方法により周知します。</p> <p><u>2～3（削除）</u></p> <p>第9章 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（非課税口座約款）</p> <p>第1条～第15条（略）</p> <p>附則</p> <p><u>2020年4月1日以降、第13条及び第</u></p>	<p>書を、翌年1月31日までに、お客さまに交付いたします。なお、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中に取引（譲渡・配当等の受入）のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書は交付いたしません。ただし、お客さまから請求があった場合は、この限りではありません。</p> <p>2（略）</p> <p>3. 前各項に規定する報告書については、書面による交付に代えて電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。</p> <p>第12条～第23条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第9章 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（非課税口座約款）</p> <p>第1条～第15条（略）</p> <p>（新設）</p>

＜変更後＞	＜変更前＞
<p><u>15条を以下の通り、下線部分について改定し適用します。</u></p>	
<p><u>(契約の解除)</u></p>	
<p><u>第13条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</u></p>	
<p><u>①～⑤ (省略)</u></p>	
<p><u>⑥ (削除)</u></p>	
<p><u>(約款の変更)</u></p>	
<p><u>第15条 この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに「ゼゾン投信サイト」又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	
<p><u>2 (削除)</u></p>	
<p>第10章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p>	<p>第10章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p>
<p>第1節 総則</p>	<p>第1節 総則</p>
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>
<p>第2節 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p>	<p>第2節 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p>
<p>第2条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止</p>	<p>第2条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項により読み替えて準用する同令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止</p>

＜変更後＞	＜変更前＞
<p>した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p>	<p>した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p>
<p>2～3（略）</p>	<p>2～3（略）</p>
<p>4. お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産のすべてについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p>	<p>4. お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産のすべてについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p>
<p>5（略）</p>	<p>5（略）</p>
<p>第3条～第4条（略）</p>	<p>第3条～第4条（略）</p>
<p>（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p>	<p>（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p>
<p>第5条 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p>	<p>第5条 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文又は同法第29条の3第1項本文の規定の適用を受けて取得した同法第29条の2第1項に規定する特定新株予約権等又は同法第29条の3第1項に規定する特定外国新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p>
<p>①（略）</p>	<p>①（略）</p>
<p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の</p>	<p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の</p>

＜変更後＞	＜変更前＞
<p>翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等 <u>(この場合、5年経過日の属する年の当社が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</u></p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>2. 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① (略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等 <u>(この場合、5年経過日の属する年の当社が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</u></p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p>	<p>翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p> <p>2. 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① (略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① ～② (略)</p> <p>2. 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① お客さまが<u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が定める日までに提出した場合又は当社に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合</u>一般口座への移管</p>	<p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① ～② (略)</p> <p>2. 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① お客さまが当社に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設しており、<u>お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があった場合</u> 特定口座への移管</p>

＜変更後＞	＜変更前＞
<p>② 前号に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座（前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）</u> への移管</p>	<p>② 前号に掲げる場合以外の場合 <u>一般口座</u>への移管</p>
<p>第8条～第10条（略）</p>	<p>第8条～第10条（略）</p>
<p>（出国時の取扱い）</p>	<p>（出国時の取扱い）</p>
<p>第11条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>12</u>項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p>	<p>第11条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>9</u>項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p>3. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第<u>10</u>項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>	<p>3. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の<u>8</u>第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>
<p>第12条～第27条（略）</p>	<p>第12条～第27条（略）</p>
<p>（本契約の解除）</p>	<p>（本契約の解除）</p>
<p>第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p>	<p>第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p>
<p>①～②（略）</p>	<p>①～②（略）</p>
<p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>20</u>項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p>	<p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>17</u>項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p>
<p>④ お客さまが基準年の1月1日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（<u>お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。</u>） 租税特別措置法施行令第25条の13の8第<u>20</u>項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p>	<p>④ お客さまが基準年の1月1日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u></p>
<p>⑤ <u>お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年の当社が定める日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合</u></p>	<p>（新設）</p>

＜変更後＞	＜変更前＞
<p><u>その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年の12月31日の翌日</u></p> <p>⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>⑦ お客さまがこの約款の変更に同意されない場合 当社の定める日</p>	<p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>⑥ お客さまがこの約款の変更に同意されない場合 当社の定める日</p>
<p>第29条～第30条（略）</p>	<p>第29条～第30条（略）</p>
<p><u>附則</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>1. 2020年4月1日以降、第28条及び第30条を以下の通り、下線部分について改定し適用します。</u></p>	
<p><u>（本契約の解除）</u></p>	
<p><u>第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</u></p>	
<p><u>①～⑥（省略）</u></p>	
<p><u>⑦（削除）</u></p>	
<p><u>（約款の変更）</u></p>	
<p><u>第30条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに「セゾン投信サイト」又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	
<p><u>2. 2023年1月1日以降、成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u></p>	

以上